

大学・地域共創プラットフォーム香川

産学官共創チャレンジ支援補助金募集要領のポイント

令和6年3月

大学・地域共創プラットフォーム香川

I 補助事業について

1 事業の目的

人口の自然減、社会減が続き、特に進学や就職に伴う若者の転出超過が拡大する中、産学官が連携・共創し、地域課題の解決に果敢に挑戦する取組みに係る経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、地域の社会経済を支える人材の育成・定着及び人材が活躍する場の形成を図ることを目的とします。

2 補助対象事業

補助対象事業は下記の要件をすべて満たす事業

- ・上記「1 事業の目的」に合致する事業であり、下表の分野に該当すること。
- ・産学官の各主体が少なくとも1者ずつの参画が必要。参画の方法は特に定めないが、事業への関わりの度合いは審査対象になる予定。
- ・県内大学、短大及び高専（以下「県内大学等」という。）又は県内大学等が適当と認める教員や学生等（以下「教員・学生等」という。）が参画することが必要。

	分野	取組例
1	小中学生らが将来も香川県に関わる関わりしるづくり	・小中学生や保護者が県内の大学等や産業に関心を持つなど、将来的に香川県に関わるきっかけづくりをする取組み ・職業体験等を通して、地域の産業や仕事の魅力に触れる取組み
2	県内大学等への進学や県内企業への就職	・高校生やその進路選択に影響を与える保護者や教員等にアプローチし、中小企業や大学等について理解を深め、県内の就職や進学等を促進する取組み ・本県の産業に必要な理工系等分野への興味・関心を高め、進路選択を支援する取組み
3	UJI ターン促進	・県内外の学生や転職希望者等とUターン先輩社員等をつなぐイベントの開催など、県内外の学生に県内就職等に目を向けてもらう取組み ・県外企業等から県内企業等への転職促進を目的としたお試しインターンシップ等の実践の取組み
4	外国人等の活躍支援	・本県産業を支える外国人留学生や技能実習生等が本県の魅力に触れ、活躍できるよう、交流会や県内就職支援等を行う取組み

5	デジタル技術の活用	・人材不足等地域の課題を解決するため、デジタル先端技術を活用して、県内外の学生等に対して県内就職、県内進学等を促進する取組み
6	人生 100 年時代の教育展開	・県内大学等が中小企業等と連携して行うリスキリング教育・リカレント教育の充実など、人材のキャリア形成支援の充実や進学等を促進する取組み
7	関係人口連携・協働	・地域外の複業人材を活用して、中小企業や自治体等が連携して地域の課題解決を図る先進的・モデル的な取組み ・地域の中小企業や自治体等が連携し、県外から学生など若者を呼び込み、滞在させる拠点づくりや、地域の受け皿となる中間支援組織の立ち上げ等を行う取組み
8	魅力ある地域づくり支援	・地域おこし協力隊が、県内外の学生や中小企業等と連携・協働し、自らの地域課題の解決を図る取組み
9	若者チャレンジ企画応援	・中高生や大学生らが自ら企画し、中小企業や大学等、自治体等と連携して地域活性化に向けてチャレンジする取組み ・学生が大学等や中小企業、自治体等と連携・協働して行うスタートアップ（起業）の取組み
10	新たな研究成果実証	・人材の県内定着等に関する研究・調査を行い、そのポイント等を明らかにする取組み ・県内大学等の新たな研究成果を、県内の中小企業等と連携して県内地域で実証・PR する取組み
11	地域資源開発	・県内の大学等や中小企業、自治体等が連携して、地域資源を活用した新商品等を開発し、地域を PR する取組み
12	その他（別表に掲げるもの）	・人材の育成・定着、人材が活躍する場の形成に向けた課題解決に、産学官が連携・協働して挑戦・実証する取組み

その他挑戦実証

分野
教育、働き方、女性活躍
空き家対策、防災、防犯、安全・安心の確保
スポーツ、文化、エンターテインメント
子育て、健康
産業振興、物流、交通
環境・エネルギー
まちづくり、地域コミュニティ

3 補助率・補助額・補助限度額等

- ・原則、補助率は10分の10以内、補助限度額は上限、下限とも設定しない。

4 事業実施期間

- ・事業実施期間は、原則、交付決定後から令和7年2月28日（金）まで。なお、交付決定前着手を認める場合がある。

5 補助対象者

- ・補助対象者は、PFの構成員、または、PFの構成員の組織に所属する団体・企業等（PFの構成員の関係者（大学教員、学生団体等）でPFが認めた者も含む。）。
- ・補助対象者の中から1者を事業実施主体として位置付け、申請等を行う。
- ・各個別事業の事業実施主体は、補助金の執行及び管理を適切に行うため、必要書類の作成や提出、経理全般等に関して責任をもって対応していただく。

6 補助対象経費

（1）補助対象となる経費は、次の①～③の条件を全て満たし、県がPFに対し補助を決定したもの。

- ①補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②原則、交付決定後（交付決定前着手の届け出が受理された場合は受理日以降）から令和7年2月28日（金）までの期間中に発生し、支払が完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

（2）補助対象経費及び補助対象外経費

項目	補助対象経費	補助対象外経費
基本的考え方	・補助事業の実施に直接的に要する経費	・補助事業者の通常活動に要する経費
人件費	○事業遂行に必要なもの (コーディネーター 等)	○補助事業者及び参画団体等の職員や従業員（大学等の教員・学生を含む）に対する給与 等
報償費	○外部講師、専門家等への謝金 等	○補助事業者及び参画団体等の職員や従業員（大学等の教員・学生を含む）に対する謝金 ○法人又は個人への換金性の高い支給品（賞金、商品券 等）
旅費	○外部講師、専門家等の旅費 ○補助事業者が申請書に記載した視察・研修会等へ参加するための旅費 等	○申請書に記載した事業と直接関係しない旅費

	○原則として補助対象経費総額の 30% まで	
需用費		
消耗品費	○事務用品 ○材料費 ○研修会等の資料・テキスト代 等	○食糧費 (外部講師・専門家等の食糧費含む)
印刷製本費	○チラシ、ポスター、写真 等	
燃料費	○事業のために使用する燃料費 等	
役務費		
通信運搬費	○切手・はがき ○電話料金 等	
広告料	○新聞・雑誌等の宣伝広告 等	
保険料	○イベント開催時の保険料 等	
手数料	○各種申請手数料 ○各種サービス利用料 ○補助事業経費支払の為の振込手数料等	
委託料	○必要かつ専門的な技術等を要するもの (広報等に係る委託料 等)	
使用料 及び賃借料	○会場使用料 ○機材、器具等の借上料 等	
備品購入費	○原則として補助対象経費総額の 30% まで	○土地家屋や車輛の購入費
外注費	○事業遂行に必要な改装工事 等 ○原則として補助対象経費総額の 30% まで	○単なる事業所移転を目的とした旧事業所の解体・新事業所の建設工事 ○「不動産の取得」に該当する工事

※その他PFが事業遂行に必要と認めた経費は補助対象になります。

II 申請手続等

1 事務手続・スケジュール等

※（別紙）「香川県産学官共創チャレンジ支援補助金フロー図」のとおり。

※以下記載のスケジュールは現在調整中であり、交付要綱等発出時にお示しする予定です。

2 補助金に関する質疑応答

(1) 期間

令和6年3月下旬頃から令和6年4月上旬頃まで

(2) 方法

質疑は、「大学・地域共創プラットフォーム香川ホームページ内の Microsoft Forms」から行ってください。後日、PF事務局からメールにて回答予定。

○PF ホームページ内の Microsoft Forms

トップページ「NEWS」開催予定内の「大学・地域共創プラットフォーム香川産学官共創チャレンジ支援補助金」ページ下部の「補助金に関する質疑（4月10日17:00まで）」をクリックして、Microsoft Formsを開き、必要事項を記入してください。

3 申請等手続

(1) 事業計画書受付期間

令和6年4月上旬頃から令和6年5月上旬頃まで

(2) 受付方法

申請書類は、事業実施主体等を記載のうえ、PF事務局まで原則電子メールで提出してください。

<宛 先>大学・地域共創プラットフォーム香川事務局（香川大学内）
<電子メール>platform-kagawa-h@kagawa-u.ac.jp

(3) 申請書類（一部）

- ・事業計画書等交付申請に係る一式
- ・事業参画対象者確認書（様式1）（教員・学生等が参画する場合）
- ・チェックリスト（様式2）

4 県への事業計画書の提出

PFは提出された事業計画書について、県要綱の基準に適合している事業であるかどうかを確認し、適合事業と認められた場合、県に提出する。（県への提出を以て県の採択を確約するものではない。）

5 額の内示

県の審査を経て、補助事業として適当と認められた場合は、5月末頃(予定)に、事業実施主体に対して内示の通知を行う。

6 交付の申請

補助金の内示を受けた者(以下「申請者」という。)はPFが別途定める期日(6月上旬頃予定)までにPF事務局に交付申請を行う。

7 交付決定

(1) 交付決定は6月中旬頃予定。

※参考(予定審査項目及び具体的着眼点)

項目	具体的着眼点
現状分析、課題・事業目的の設定	・これまでの取組みや現状を適切に分析したうえで課題や事業目的が設定されているか
的確性	・現状や課題を踏まえ、取組みの方向性が的確に示されているか ・これまでの取組みや内容を踏まえて、当該補助事業の位置付けや手法が的確か
連携・共創性	・PFや産学官の各主体とどのように連携しているか ・県内大学等とどのように関わるのか ・参画する団体の連携度合が深いのか
先駆性	・他では見られない、又はこれまで一般に行われていない取組みであるか
波及性	・事業実施効果の地域への拡がり方及び地域への還元方法が考えられているか ・他の事業者や地域への拡がり、また横展開が期待できるか
チャレンジ性	・事業内容や目標設定が、チャレンジ性の高いものになっているか
有効性	・設定した課題に対応するものとして、目標設定と成果検証・効果測定方法などが適切に定められているか ・事業効果が期待できるものになっているか ・積算が過大でなく、費用対効果が高い内容となっているか
継続性	・財源や人材等の面で、補助期間終了後の事業の継続、発展(自立・自走等)の見込みはあるか

(2) 対象外経費が含まれている等の理由により申請額から減額する場合がある

8 交付決定前の事前着手

交付決定前に着手しなければならない一定の事由がある場合は、交付決定前着手届を提出し、県が当該事由を適当と認め、届を受理した場合、県が別に定める日から事業に着手することができる。

ただし、以下の条件について注意が必要。

- ・補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- ・補助金の交付の決定通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと
- ・当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は行わないこと

9 事業実施

補助の対象となる事業は、（交付決定前着手届が受理された場合を除き）交付決定後から令和7年2月28日（金）までに実施した事業であり、令和7年3月1日（土）以降に事業を実施したものは補助の対象とならない。

なお、「発注・契約」をもって事業の着手とし、実施には、発注書・納品書・請求書等の経費支出関係書類の作成・発行や、経費の支払までを含む。

10 実績報告

PFから交付決定を受けた後、事業が完了した場合には、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日または令和7年3月10日（月）のいずれか早い日までに実績報告書をPFに提出してください。

なお、物品の納品や工事の完了等の事業の取組み及び経費に関する支払全てが完了している必要があります。

11 補助金の支払

補助金の支払いは、原則、実績報告書に基づき、実施された事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後（精算払）となります。

12 財産管理

取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した額が50万円（税抜）を超える機械及び重要な器具等を処分しようとするときは、あらかじめPFの承認を受けなければなりません。

(様式1)

令和 年 月 日

大学・地域共創プラットフォーム香川
会長 殿

所在地
県内大学等名
代表者名

事業参画対象者確認書

大学・地域共創プラットフォーム香川産学官共創チャレンジ支援補助金の申請にあたり、次のとおり教員・学生等が事業に参画することを認めます。

事業名	
事業実施主体	
参画する 教員・学生等名	

(様式2)

大学・地域共創プラットフォーム香川
産学官共創チャレンジ支援補助金 提出チェックリスト

事業実施主体	
事業名	

提出書類		チェック欄
書類名	留意事項	
事業計画書 (交付要綱様式第1号)	補助事業の目的及び内容が、地域の社会経済を支える人材の育成・定着及び人材が活躍する場の形成するためのものとなっている。	<input type="checkbox"/>
	産学官の各主体が少なくとも1者ずつ事業に参画しており、事業計画書への記載について了解している。	<input type="checkbox"/>
	収支予算書は、募集要領 6 補助対象経費 (P4~P5)を確認して記載している。	<input type="checkbox"/>
	収支予算書の支出の備考欄に、支出の内容や積算内容を具体的に記載している。	<input type="checkbox"/>
	補助事業の事業実施期間は、令和7年2月28日までの期間内に設定されている。	<input type="checkbox"/>
	補助事業の事業実施期間内に、経費の支払い等を含めて事業の執行が全て完了する。	<input type="checkbox"/>
事業参画対象者確認書 (募集要領様式1)	教員や学生等が事業に参画する場合、事業参画対象者確認書を添付している。	<input type="checkbox"/>